

平成 17 年 2 月 22 日

金融庁総務企画局企画課調査室 御中

全国銀行協会

個人顧客情報関連府省令改正に対する意見

標記につきまして、下記のとおり意見を申し上げますので、宜しくお取り計らい願います。

記

1．銀行法施行規則改正案第 13 条の 6 の 5 について

「個人である顧客」には死者の情報も含まれるのか、「個人である顧客に関する情報」は、個人情報のように識別性がなくとも該当するのか、「顧客」の定義は何か（未取引先や法人取引における個人情報は該当するか等）について明確にしていきたい。

2．同第 13 条の 6 の 6 について

「信用情報に関する機関」は信用調査会社や手形交換所の照会センターは該当しないことを明確にしていきたい。

3．同第 13 条の 6 の 7 について

「個人である顧客」、「特別の非公開情報」および「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」について、「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」以外の概念を含まないことを明確にしていきたい。

以 上